

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月2日
【会社名】	いちご株式会社
【英訳名】	Ichigo Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 長谷川 拓磨
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【電話番号】	(03)3502-4800(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役財務本部長 坂松 孝紀
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【電話番号】	(03)3502-4906
【事務連絡者氏名】	上席執行役財務本部長 坂松 孝紀
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2022年8月25日
【発行登録書の効力発生日】	2022年9月2日
【発行登録書の有効期限】	2024年9月1日
【発行登録番号】	4 - 関東2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【発行可能額】	20,000,000,000円 (20,000,000,000円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下 段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出し ました。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2023年5月2日(提出日)です。
【提出理由】	金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関す る内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、2023年4月 19日に提出いたしました臨時報告書について、記載の一部未定事 項を確定し、また記載事項の一部に変更が生じたため、金融商品 取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告 書を2023年5月2日に関東財務局長へ提出しました。これによ り、当該書類を2022年8月25日付で提出した発行登録書の参照書 類とします。
【縦覧に供する場所】	いちご株式会社本店 (東京都千代田区内幸町一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。